



契 約 書

江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業

株式会社 パキラ
訪問介護センター パキラ北葛西本部

_____（以下「利用者」といいます。）と株式会社パキラ以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業の第一号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービス（以下、「サービス」といいます。）について、本契約書および付属の重要事項説明書に定めるところにより契約します。

○ 第1条（契約の目的）

本契約は、事業者が、利用者に対し、本契約および介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことを目的とします。

○ 第2条（契約期間）※該当するところに□チェック

□【要支援認定者の場合】

- 1 契約期間は、_____年 _____月 _____日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。
ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更認定を受け、要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定有効期間満了日までとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業の対象者としてサービスを利用する場合にあっては、利用者の介護予防サービス・支援計画に基づく期間とします。
- 3 契約満了日の1週間前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、または介護予防サービス・支援計画の見直し等によりサービスの継続を必要とされた場合は、契約は自動更新されるものとします。

□【総合事業対象者の場合】

- 1 利用者の介護予防サービス・支援計画に基づく期間とする。

○ 第3条（訪問介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「介護予防サービス・支援計画」に沿って「訪問介護計画」を作成します。事業者は、この「訪問介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明し、同意を得た上で、交付します。

○ 第4条（サービスの内容および付随する留意事項）

- 1 利用者が提供を受けるサービスの内容は重要事項説明書に記載のとおりです。事業者は、重要事項説明書に記載された内容について、利用者およびその家族に説明します。
- 2 事業者は、訪問介護計画を作成の後、訪問介護員（以下、「ヘルパー」といいます。）を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画の内容に沿ってサービスを提供します。その際、医療・看護・介護の知識・技術を有する専門家において一般的に通用している理解をもとに、事業者が提供可能なサービスとして相当と認められる範囲を逸脱して、サービス提供することや、そのご要望等に応じることはできません。

- 3 前項のヘルパーは、介護福祉士、看護師、実務者研修、介護職員基礎研修または訪問介護員養成研修 1～2 級課程または介護職員初任者研修を修了した者です。
- 4 介護保険適用範囲の変更等により事業者が提供するサービスの内容が変更される場合は、介護予防サービス・支援計画に基づき新たな内容の訪問介護計画を作成し利用者の了承を得、それを以ってサービスの内容とします。
- 5 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

○ 第 5 条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、サービスの提供ごとに、サービス提供記録を作成し、サービスの提供日、内容等をサービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- 2 事業者は、前項のサービス提供記録を、行政の条例に定められた期間保管します。
- 3 利用者およびその家族は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第 1 項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 4 利用者およびその家族は、当該利用者に関する第 1 項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。この場合実費が必要となります。

○ 第 6 条（利用料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として重要事項説明書に記載の料金表に従って計算された利用者負担額を支払います。
- 2 事業者は、当月の利用料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月 20 日までに利用者に請求します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を翌月 27 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に口座振替にて支払うか、翌月末日までに現金にて支払います。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。
- 5 利用者は、居宅においてヘルパーがサービスを実施するために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

○ 第 7 条（利用料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、介護保険法その他関係法令の改正等やサービス内容の変更等により利用料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が前項の利用料金の変更を承諾する場合、新たな料金を記載した文書を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、第 1 項の利用料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を終了することができます。

○ 第 8 条（身元引受人について）

- 1 事業者は利用者の行為能力が低下もしくは喪失した場合、または事業者が必要であると認めた場合は身元引受人を求めます。
- 2 身元引受人は以下の責務を負うこととします。
なお、身元引受人は、本契約の全部に関し利用者を代理して締結する権限を利用者から与えられていることを表明し、保証します。また、身元引受人が本項に基づく

表明および保証に違反した場合は、当該違反に起因または関連して発生した一切の損害（逸失利益、弁護士費用を含みます。）、損失および費用につき賠償および補償するものとします。

- ① 介護方針を決定する場合の窓口になること
- ② 事業者との連絡調整の窓口となること
- ③ サービス利用に関する必要な援助

- 3 身元引受人は前項の責務のほか、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、利用者と連帯して履行する責任を負います。

その場合の身元引受人の負担は下記に記載する極度額を限度とします。

（ア）極度額 30万円

- 4 前項の身元引受人が負担する債務の額は第10条の契約終了事由に該当した時に確定するものとします。

○ 第9条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス前営業日の20時00分までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
 - 2 利用者がサービス前営業日の20時00分までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して重要事項説明書に記載のキャンセル料を請求することができます。
- この場合の料金は、第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

○ 第10条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、契約終了を希望する日の1週間前までに文書で通知することにより、この契約を終了することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は1週間以内の申し出でもこの契約を終了することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、終了1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を終了することができます。
- 3 次の事由に該当した場合、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を終了することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文章で通知することにより、直ちにこの契約を終了することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
 - ③ 利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ④ 利用者またはその家族が事業者やサービス従事者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合または暴言・暴力・ハラスメント等があり、職員とのトラブル及びサービス提供に支障が生じると事業者が判断した場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者の要支援認定区分が、非該当（自立または要介護）と認定された場合

- ② 被保険者が資格を喪失された場合（利用者が亡くなられた場合等）
- ③ 利用者が介護保険施設等に入所された場合
- ④ 最終サービス利用月から1年が経過した場合

○ 第11条（反社会的勢力の排除）

- 1 事業者及び利用者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
 - ① 自ら（自己が法人の場合は、業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。なお、身元引受人等及びご家族等も含むものとします
 - ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
 - ③ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 事業者及び利用者は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、契約を直ちに解除することができます。
- 3 事業者又は利用者が、前項の規定により、契約を解除した場合には、これによる相手方の損害を賠償する責任を負わないものとします。
- 4 第2項の規定により、事業者又は利用者が契約を解除した場合において、相手方は解除者に生じた全損害について賠償する責任を負うものとします。

○ 第12条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、サービスの提供に係る必要な業務を外部へ委託するために個人情報を預託する場合は、必要な契約を締結するとともに、預託する情報を必要最小限に留め、個人情報の厳格な管理・監督を行います。
 預託する情報（例示）
 事業者がサービスを行うために必要な氏名・住所・健康状態・病歴等利用者に関する情報や、緊急時の連絡等利用者の家族に関する情報
- 3 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 4 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

○ 第13条（賠償責任）

- 1 利用者に対するサービス提供時に事業者側の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、事業者が契約している損害保険会社の規約に則り利用者に対してその損害額に応じた賠償をします。
- 2 前項において、損害の発生につき、利用者に過失がある場合は、事業者は損害賠償の額を免除または減額することができます。
- 3 事業者が契約する保険会社は「三井住友海上火災保険株式会社」とします。

○ 第14条（天災等不可抗力時のサービス提供）

天災等、事業者側の責めに帰すべからざる事由によりサービス提供ができなかつ

た場合には、事業者は利用者に対してサービスを提供する義務を負いません。

○ 第15条（緊急時の対応）

- 1 事業者は、現にサービスの提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、重要事項説明書に記載された連絡先および地域包括支援センター等へ連絡します。
- 2 事故が発生した場合、事故の状況および事故に際して採った処置を事業者所定の様式に記録し、その原因を解明し、再発防止策を講じた上で利用者および市区町村の担当窓口等関係機関に報告します。

○ 第16条（身分証携行義務）

ヘルパーは、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

○ 第17条（連携）

- 1 事業者は、サービスの提供にあたり、地域包括支援センターおよび保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容について速やかに地域包括支援センター（介護予防支援事業所）に連絡します。なお、第10条2項または4項に基づいて契約の終了を通知する際は事前に地域包括支援センターに連絡します。

○ 第18条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、総合事業訪問介護サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

○ 第19条（信義誠実）

利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

○ 第20条（業務継続計画）

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定訪問介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い研修及び訓練を実施するものとします。

○ 第21条（法令遵守）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上、定めます。

○ 第22条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

本書を2通作成し、利用者（法定代理人または身元引受人・署名代行者）・事業所が署（記）名、捺（押）印の上各1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

事業者

事業者名 株式会社 パキラ
所在地 東京都江戸川区北葛西 1-22-17 メッツ葛西 300 号室
代表者名 代表取締役社長 東 佳津也

事業所

事業所名 訪問介護センターパキラ北葛西本部
所在地 東京都江戸川区北葛西 1-22-17 メッツ葛西 300 号室
指定番号 2024 年 3 月 1 日指定 指定番号第 1372311249 号
管理者名 東 佳津也 印

利用者

住 所
氏 名 印

☐署名代行者 ☐身元引受人 【利用者との関係 】

住 所
氏 名 印

法定代理人【利用者との関係 】

※登記事項証明書の写しを添付すること

住 所
氏 名 印